

対象となるリフォーム工事

次のいずれかの要件を満たしているもの

- ① 以下の（１）から（６）に該当する工事費用の額の合計額が 100 万円を超えること
- ② 以下の（４）から（７）のいずれかに該当する工事費用の額がそれぞれ 50 万円を超えること

(1)増築、改築、建築基準法上の大規模の修繕または模様替	
(2)マンションの場合で、床または階段、真仕切壁、主要構造部である壁のいずれかのものの過半についての修繕または模様替	
(3)居室、調理室、浴室、便所、その他の室（洗面所、納戸、玄関、廊下）のいずれかの床または壁の全部についての修繕または模様替	
(4)一定の耐震基準に適合させるための修繕または模様替	
(5)バリアフリー改修工事 (右記①～⑧いずれかの工事)	<ul style="list-style-type: none"> ① 車いすで移動するための通路または出入口の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良（以下のいずれかに該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・入浴またはその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置しまたは同器具に取り替える工事 ④ 便所の改良（以下のいずれかに該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・排泄またはその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 ・便器を座便式のものに取り替える工事 ・座便式の便器の座高を高くする工事 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 段差の解消 ⑦ 出入口の戸の改良（以下のいずれかに該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ⑧ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
(6)省エネ改修工事 (右記の①または①の工事と併せて行う②から④の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ① 全ての居室の窓の断熱性を高める工事 ② 天井および屋根の断熱性を高める工事 ③ 壁の断熱性を高める工事 ④ 床等の断熱性を高める工事
(7)給水管、排水管または雨水の侵入を防止する部分に係る修繕または模様替 (既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていること)	